

警戒レベル別 宮城児童館の対応 (R4.4.18改定)

| No. | 区分 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | まん延防止重点措置期間 | 第4段階 | 緊急事態宣言期間中 | 備考 |
|-----|------------|---|--|---|--|---|---|--|
| 1 | ○利用者への協力要請 | ①来館時の検温 ②マスク・水筒持参 ・マスクを忘れた子へはマスクの提供 ③手洗い・消毒 ④利用者・利用者の同居親族が濃厚接触者となった場合は、児童館の利用を自粛。(PCR検査で陰性、または、5日間の自宅待機+2回の抗原検査陰性で利用再開) ⑤町外の利用者は学校名・学年・クラス名及び学校内の状況を本人から聞き取りし、利用を許可する。(臨時休校などの対応中であれば利用を制限する) ※児童館職員も同様にする。 | ①来館時の検温 ②マスク・水筒持参 ・忘れた児童は帰宅・持参後は入館可 ③手洗い・消毒 ④利用者・利用者の同居親族が濃厚接触者となった場合は児童館の利用を自粛。 ⑤町外の利用者は学校名・学年・クラス名及び学校内の状況を本人から聞き取りし、利用を許可する。(臨時休校などの対応中であれば利用を制限する) ※児童館職員も同様にする。 | 第2段階の①～⑤継続 | 第2段階の①～⑤継続 ⑤町内在住者のみ利用許可。 ※毎日30名以上の利用が続くようであれば人数制限/予約制を取り入れる。 | 第1段階の①～④継続 ⑤小学校区内児童のみ利用許可。 ⑥予約制を行う(電話・来館) ⑦人数制限 ・利用人数1回あたり15～25人 | 第4段階①～⑥継続 ⑦人数制限 ・利用人数1回あたり10人～15人 ⑧利用自粛要請を行う。 | ■周知方法 ①町HP更新 ②児童館だより/号外 ③公式LINE ④玄関前貼り紙及び立看板表示 ⑤学校のメーリングサービス配信の協力依頼 ■感染状況は、日々変化していくので、児童館の対応も定期的に見直し、感染状況や地域の実情に応じた対応をしていきます。 運営をしていく中で、「児童館利用者への協力要請」や「行事の持ち方」など対応の変更もできる可能性があります。 |
| 2 | ○行事 | ①通常活動 | ①イベント(まつり・巨大迷路)は時間の短縮等を行い規模を縮小して実施することを検討。 ②イベント(まつり・巨大迷路)は中止。 ③ダンスクラブは少人数に分散して行う。 ④団体利用は平日の午前中のみ許可。 | ①行事は、少人数/小規模で実施。 ②イベント(まつり・巨大迷路)は中止。 ③ダンスクラブは少人数に分散して行う。 ④団体利用は平日の午前中のみ許可。 | 第2段階の①～④継続 ⑤クッキング等飲食を伴う行事は中止 | ①行事は原則中止。 ただし、長期化するようであれば製作やレクなどの小規模の活動を館内で実施。 ②クラブ活動を中止。 ③団体利用の受け入れなし(ただし午前中の外遊具の利用のみ許可) □製作キット配布(週1回) □あそび情報配信(HP) | ①すべての行事・クラブ活動の中止 ②団体利用の受け入れなし。 □製作キット配布(週1回) □あそびの情報配信(HP) | |
| 3 | ○臨時休館の基準 | ①利用者、職員に感染者が発生した場合、2～3日程度(施設消毒、PCR検査の陰性が証明されるまで)臨時休館。 ②校区内の小学校が臨時休校になった場合、その地域の児童館は臨時休館。 ③学級閉鎖・学年閉鎖があった場合は閉鎖学級に属する児童・生徒については利用を制限する。 ④校区内の保育所(園)・幼稚園・中学校が臨時休校になった場合、当該学校の園児・児童・生徒は児童館利用を制限する。 | | | | 休業要請がでた場合、臨時休館 | 休業要請がでた場合、臨時休館 | |